

福島県スキー連盟コンプライアンス委員会および相談処理規程

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、福島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）の健全な運営を全うするため、本連盟会員の権利を保護し、組織的又は個人的な法令違反行為・社会規範逸脱行為の早期発見、是正ならびに再発の防止に努めることを目的とする。

（コンプライアンス委員会の設置等）

第2条 第1条の目的を達成するために本連盟はコンプライアンス委員会を設置する。

2. コンプライアンス委員会は本連盟会長、高体連選出副会長、中体連選出副会長、理事長および若干名の有識者で構成する。なお、審議・裁定事項が委員・委員の近親者ならびに利害関係者に関わる事項の場合は、当該委員は審議に加わらないものとする。

（相談窓口）

第3条 相談窓口は本連盟事務局とする。

2. コンプライアンス違反行為には、本連盟によるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントその他のハラスメントを含む。
3. コンプライアンス違反の報告・相談は別紙規程の用紙をもって、メール、FAX、書簡等をもって行う。匿名による報告・相談も受け付けるが、その場合は審議結果を通報・相談者に通知できない。

（提出された報告・相談の処理）

第4条 事務局は、遅滞なく、報告・相談者に受理の旨を伝え、コンプライアンス委員会に伝達する。又は外部担当者から報告を受けた通報の内容をコンプライアンス委員会に報告する。当該報告を受けたコンプライアンス委員会は、当該通報の内容に関する調査（以下「調査」という。）の実施の有無、その方法及びその他の対応を決定する。

2. コンプライアンス委員会は報告・相談内容が審議すべきものと判断された場合には報告・相談者および関係者に事情を聴取しつつ、事実関係を調査し、遅滞なく審議を行う。
3. コンプライアンス委員会は審議結果を相談者に通知する。また、是正すべき点については本連盟担当部署に勧告する。報告・相談内容が事実と認められ、重大なコンプライアンス違反と認定された場合は、本連盟当事者の処分を理事会に求める。

(不利益取扱いの禁止)

- 第5条 コンプライアンス委員会の委員、事務局、その他業務上報告・相談内容を知った者は、通報者の同意がない限り、通報者の個人情報および通報内容を絶対に開示してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。
2. 本連盟は、相談窓口で相談したことを理由として通報者に不利益な取扱いをしてはならない。
 3. 本連盟は、前項の不当に通報者の個人情報や通報内容を開示したもの、通報者およびその関係者に不利益な取扱いをした者について、懲戒、除名等の厳重な処分の対象とする。

(本規程の変更)

第6条 本規程の変更は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和4年12月28日から施行する(令和4年12月27日理事会承認)。